

改正 3-5

投資信託の基礎知識

5 株式投資信託（契約型）の税務

(1) 期中収益分配金を受取ったとき

決算が行なわれ基準価額から収益分配金が支払われたときは上場株式等の配当金と同様、平成 25 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%・住民税 3%）で課税されますが、受取った収益分配金の全額が課税されるとは限りません。日本 FP 協会実施の実技試験で実際に出題された問題を使って解説します。

（途中省略）

(2) 換金したとき

上場株式等の譲渡所得等の扱いを受け、平成 25 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%・住民税 3%）で課税されます。

_____部分が改正点です。